

## 平成29年度 対馬市農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時 平成29年10月26日(木) 午後 1時00分から午後 1時40分

2. 開催場所 美津島文化会館 3階 大会議室

3. 出席委員

・農業委員 (13人)

1番 永留正司	3番 神宮教子	4番 畑島孝吉
5番 縫田和己	6番 小宮貞司	7番 黒瀬勝弘
8番 岡村高史	9番 太田深雪	10番 阿比留なみ恵
11番 波田裕一郎	12番 松村英二	13番 早田茂
14番 初村重政		

・農地利用最適化推進委員 (10人)

永尾佐登志	庄司幹雄	長瀬 円	吉野 敏
西山義典	波田 優	永留 静夫	日高 安実
糸瀬安則	小宮正至		

4. 欠席委員 (1人)

2番 桐谷善明

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第18号 非農地証明書交付願について

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

庄司 智文

農業委員会事務局参事兼課長補佐

庄司 克啓

農林水産部農林・しいたけ課参事兼課長補佐

志賀 慶二

中対馬振興部地域振興課係長

牧山 隆広

上対馬振興部地域振興課副参事兼係長

糸瀬 博隆

## 7. 会議の概要

### 議 長

皆様、こんにちは。

皆様にはお忙しい中、多数ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。今、局長も申しましたように、日増しに朝夕の寒さが増してきております。

また、皆様におかれましては、お米の収穫も一段落つかれ、一息ついてあることだと思いますが、なにせ冷え込みが厳しくなりますので、お体に気を付けて、労わって、農作業に励んでいただきたいと思います。そして、一つお願いがあるのですが、農業会議の方で開催される会議、研修会に出席を致しますと、毎回のよう農業新聞の購読、未購読の方には推進をお願い致しますと言う事で、耳が痛くなるように毎回言われておりますので、各委員さん皆様のご協力を宜しくお願い致します。

そして、本日は総会終了後、キックオフ会議、また、地区別農業委員研修会を開催したいと思いますので、最後までどうぞ宜しくお願い致します。

それでは総会に入ります。皆様のご協力をよろしくお願い致します。座って議事を進めさせていただきます。

ただ今より、平成29年度、対馬市農業委員会第6回総会を開会いたします。

現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は13名、従いまして過半数以上の出席でありますので、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定に基づき、総会は成立いたします事を報告します。

なお、農地利用最適化推進委員、10名も出席でございます。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

ありがとうございます。それでは、1番の永留正司委員、4番の畑島孝吉委員にお願い致します。

議事日程第2、会期についてお諮り致します。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日、1日と致します。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び課長補佐を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。今回は2件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

### 事務局長

それでは、議案書の1ページをお開き願います。議案第17号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、上県町〇〇の〇〇さんから上県町〇〇の〇〇さんに畑1筆を売買するものであります。なお、経営面積は5,013平米でございます。

番号2は、美津島町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さん外〇〇名に田1筆を贈与するものであります。議案書の2ページをお開き願います。議案書の2ページに、譲受人名簿を添付しておりますので、経営面積も含めてご参照願います。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。番号1及び番号2につきまして地元委員の補足説明をお願い致します。

(7番 委員挙手)

7番 黒瀬勝弘委員

7番、黒瀬でございます。議案第17号、議案番号1の補足説明を致します。去る10月23日に、譲受人〇〇氏、農林しいたけ課 築城副参事立会いのもと現地調査を行いました。農地法第3条の売買による所有権の移転が認可申請の理由であります。調査地でございますけれども、巖原町〇〇地内で〇〇沿いの〇〇、こちらから行きますと交差点から700mほど入った〇〇集落内の一画であります。農地の現在の状況でございますけれども、ただ今提案がございました議案書の中には台帳が畑に現況も畑となっておりますけれども、長きにわたり耕作放棄地で全体が竹林となっている状態でございます。農地利用状況調査におきましても、前年度、今年度、耕作不可能地として調査結果である状況の農地であります。ご参考までに、譲受人の方に取得後の農地利用をお尋ねを致しましたところ、竹林を現在の竹林を伐開整地後に果樹園として耕作利用する旨の発言がありました。許可するにあたりまして、要件、判断基準を吟味の上、ご審議いただきますようお願い致します。以上、議案第17号 番号1に係ります現地調査の報告と致します。

議 長

番号2につきまして補足説明をお願いします。

(19番 推進委員挙手)

推進委員 西山義典委員

私、23日月曜日に事務局の築城さんと現地の立会いをしたその時に、この団地は例年田圃として活用されておることは間違いないということ認識してました。それで、〇〇さんから申請と言う事は、〇〇さんが2筆持っていると言う事で、1筆を皆さんに共同で使うような感じで、ここに名簿あげているように書いてあります。当人とちょっと会っていないので詳しい内容は私もわかりませんが、ま、例年さっきも言いましたように、例年通り米は作っておりますのでね、間違いない土地であると言う事をご報告しますので、よろしくご審議お願いします。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。

(5番 委員挙手)

5番 縫田和己委員

この〇〇名に名義が移行すると言う事は、どういう分筆の仕方をされたのですか。

議長

(事務局課長補佐挙手)

事務局課長補佐

今回の案件につきまして、分筆ではなくて一筆をですね共同名義で取得すると言う申請でございます。

議長

(5番 委員挙手)

5番 縫田和己委員

これを〇〇等分するわけ。登記上たい。

議長

(事務局課長補佐挙手)

事務局課長補佐

登記上はおそらく〇〇人になりますので、持分〇〇分の〇〇と言うかたちでなると思います。だから、中の区画については区切らないんですけど、持分〇〇分の〇〇と言うかたちで登記なると思います。

議長

(5番 委員挙手)

5番 縫田和己委員

筆頭者であつてあと外何名ですもんか、全員に同等の分筆をするもんか。

議長

(事務局課長補佐挙手)

事務局課長補佐

全委員に同等になると思われます。

議 長

他にございませんでしょうか。

協議会にします。

総会に戻します。

他に質疑等ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1、番号2につきまして賛否を問います。本案件につきまして、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本議案は、原案のとおり許可することに決定いたします。

つづきまして、議案第18号「非農地証明書交付願いについて」を議題と致します。

今回は2件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の3ページをお開き願います。議案第18号、「非農地証明書交付願いについて」でございます。

番号1の申請人は、巖原町〇〇の〇〇さんで、巖原町〇〇の畑、1筆、103平米でございます。

位置図、写真等を4ページから7ページに添付しておりますので、ご参照ください。

番号2の申請人は、美津島町〇〇の〇〇さんで、美津島町〇〇の畑、〇〇の畑、計2筆を2筆、3,882平米でございます。

位置図、写真等を8ページから12ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。番号1及び番号2につきまして、地元委員の補足説明をお願い致します。

(7番 委員挙手)

7番 黒瀬勝弘委員

7番、黒瀬でございます。議案第18号、議案番号1の補足説明を致します。去る10月の23日に、農林しいたけ課 副参事築城係長立会いのもと現地調査を行いました。ただ今、事務局より提案説明がありました非農地証明交付願いが案件でございます。調査地でございますけれども、議案資料6ページをお開き願

たいと思います。ごらの付近状況図で申請地が示されていますけれども、左側に〇〇と記載をされておりますが、申し出人の居宅でございます。申し出人のお父さんになられる方でございます。非農地証明交付申し出理由につきましては、議案書類に明記されているとおりであります。10月の23日に現地調査の結果でございますけれども、所在地並びに農地の現状確認をいたしました。議案書の理由及び時期欄に記載されている内容に相違ないことを確認を致したところでございます。7ページの現況写真と併せて、ご審議ご決定頂きます様をお願いを致します。以上、議案第18号 番号1の非農地証明交付願いについての現地調査の報告を終わります。

議 長

つづきまして番号2について補足説明をお願いします。

(18番 推進委員挙手)

推進委員 吉野 敏委員

番号2について説明を致します。まず、本人の〇〇さんでございますけれども、大変高齢という〇〇歳と言う事でございます。現在、〇〇の〇〇の方で〇〇をしておられます。息子さんもおられないというような事でございます。23日の日に市の担当と、本人の身内になられる方と私と現場に行きまして、確認を致しました。確認を致しましたところ議案書に明記してあるように、この農地に対しては出入り口が全くないというような状況でございます。従いまして耕作と言う事はまず不可能ではないかなあと言う判断を致しました。そういう事でひとつ宜しくご審議をお願いしたいと思います。以上です。

議 長

ただ今、地元委員からの補足説明がありました。質疑等ございませんでしょうか。(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、番号1、番号2につきまして賛否を問います。

議案第18号の番号1及び番号2につきまして、原案のとおり交付することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり交付することに決定いたします。

続きまして、議事日程第5、その他の事項ですが何かございませんでしょうか。

(7番 委員挙手)

7番 黒瀬勝弘委員

ご質問させていただきたいと思いますがよろしゅうございますかね。ご質問でもその他の段階、よろしゅうございますか。本日提案されとります議題が議案18号と17号と言う事でございますが、それぞれ2件あがりますんですね。今の議長さんの賛否の取り方なんですけれども、1号2号まとめて賛否を取られておられますが、今までもこういったやり方なんでしょうか、私も始めてでわかりませんもんですから。例えば、1号2号にそれぞれご意見が合ってますね、どう

なのかなっていう事がありやしないかと思うんですけども、今後、いや今までもそういったことだということであるならば、そういったかたちです意見を上上げていきたいと思うんですけど、いかがなものでしょうか。

## 議 長

はい、ただ今の7番委員さんのご意見でございますが、私もまあ総会に出席をさしていただいて、もう年数も経過いたしますが、今まで1号2号の番号1番号2があった場合においては、今までは番号1番号2合わせて決議、質疑が別々にあったかもしれませんが、賛否を合わせてとっております。で、その流れと言いますか、それを今も踏襲しとるといようなところであろうかと思いますが。

協議会にしたいと思います。  
総会に戻します。

ただ今の黒瀬委員さんのご意見に対しまして、お二方それぞれご意見をいただいた訳でございますが、今後におきましては、案件ごとに賛否を取った方がいいんじゃないかと言う意見がお二方からあったと思います。つきましては、今後におきましては、番号1、2、3あった場合にはそれぞれの番号ごとに賛否を問うと言うかたちにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はい。と言う声あり)

他にご意見等ございませんでしょうか。(無の声あり)

ご意見、ご質疑等がないようですので、本日の日程を終了したいと思います。本日は、提案されました議案を皆様方には慎重にご審議いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、対馬市農業委員会 第6回総会を閉会といたします。

どうもお疲れ様でした。